

# 弘前市仲町伝統的建造物群保存地区防災計画

令和6年3月18日

青森県弘前市

## 目 次

第1章 基本方針	
（1）計画策定の目的	．．．．．3
（2）基本方針	．．．．．4
第2章 地区の特性と災害履歴	
（1）地区の特性	．．．．．5
（2）災害履歴	．．．．．5
（3）現在の災害環境	．．．．．6
第3章 火災対策	
（1）防災体制	．．．．．8
（2）出火防止・予防	．．．．．8
（3）早期発見・早期通報	．．．．．9
（4）初期消火	．．．．．10
（5）延焼防止	．．．．．11
（6）消防活動	．．．．．12
（7）避難	．．．．．13
第4章 震災対策	
（1）耐震診断	．．．．．14
（2）耐震補強	．．．．．14
（3）耐震補強以外の方法による対策	．．．．．15
第5章 雪害対策	
（1）保存地区内における除雪作業	．．．．．16
第6章 水害対策	
（1）過去の水害被害の伝承	．．．．．18
（2）避難体制	．．．．．18
（3）復旧・支援体制	．．．．．19
第7章 事業スケジュール	．．．．．20

## 第1章 基本方針

### (1) 計画策定の目的

弘前市仲町<sup>なかちょう</sup>伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)は、慶長8(1603)年に弘前藩初代藩主津軽為信によって築城が計画され、慶長16(1611)年に二代藩主津軽信枚によって完成した弘前城の北側に町割された武家町であり、寛政年間(1789～1801)以降は、主に中下級武士が集住していた地区である。

保存地区内を通る東西2本、南北4本の道路配置や間口が狭く奥行きが深い短冊形の地割が築城以来ほとんど変わることなく現在に至っていること、さらには、通りに連なるサワラ生垣や板塀に囲まれた閑静な住環境の中、武家住宅の外観や平面構成を伝える主屋や表門などの伝統的建造物がよく残っていることから、昭和53(1978)年5月31日付けで重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

保存地区の特性である間口の狭い短冊型の地割に伝統的建造物を含む木造家屋が建ち並び、通り沿いにサワラ生垣や板塀が連なるという特徴は、火災をはじめとする災害対策の面からは課題となるものでもある。

そこで、市は昭和55年度に「弘前市仲町伝統的建造物群保存地区防災施設設置基本計画」を策定し、公開武家住宅を中心に自動火災報知設備や消火栓をはじめとする防災設備の整備に取り組んできた。

しかしながら、計画策定から約40年が経過し、整備した防災設備の老朽化が進みつつあることに加え、火災のみならず震災や水害など保存地区において想定される各種災害への対策についての検討が必要となっている。

このことから、市では、保存地区の歴史的風致を維持しつつ、地区住民における各種災害に対する安全性の確保と財産の保全を目的とした総合的な防災対策の実現を図るために本計画を策定するものである。

## (2) 基本方針

本計画は、保存地区において発生することが想定される火災、震災、雪害、水害の4つの災害種別ごとに現状と課題の分析を行ったうえで、防災力の強化に向けた施策の方向性や取り組み内容を示すものである。

なお、保存地区における総合的な防災対策の実現を図るため、次の基本方針に基づき、各種取り組みを進めるものとする。

### ①防災意識の普及啓発による地域防災力の向上

防災マニュアルの作成や配布などを通じて地区住民一人ひとりが防災対策に関する意識や知識を高め、行動することによって、保存地区における防災の取り組みの強化につながることで地域全体での防災力の向上を目指す。

### ②防災対策の強化による地域コミュニティの活性化

保存地区における防災対策に取り組むうえで地区住民や地元町会との連携・協力は必要不可欠である。地区住民で組織される「弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会（以下、「保存会」という。）」が主体となる活動なども想定されることから、地区住民を巻き込んだ取り組みが活発になることで地域コミュニティが活性化し、ひいては地域防災力の強化につながることを目指す。

### ③防災設備の整備及び充実によるハード・ソフト両面での防災体制の強化

保存地区内に設置されている防災設備は、旧式化または老朽化しているものもあることから機材設備の更新をすすめることで公開武家住宅等を中心に防災設備の整備及び充実を目指すとともに、整備する防災設備については、地区住民においても操作可能となる仕組み及び体制の構築を目指す。

## 第2章 地区の特性と災害履歴

### (1) 地区の特性

保存地区においては、地区内の全建造物に対する伝統的建造物の割合としては比較的少なく、建造物の屋根材の多くは不燃化されているが、地区内には茅葺き屋根の建造物が3棟存在するほか、主屋に加え火災に脆弱な板塀や表門などの木造建築及び工作物が広く現存している。

また、新耐震基準（1981年）以前に建てられた木造建築が多数を占めており、地震により建物の全半壊あるいは外壁の崩落やひび割れなどの被害が生じる可能性がある。

### (2) 災害履歴

#### 【火災】

江戸時代を通じて、弘前城下では多くの火災が発生しているものの、その多くは本町ほんちょうや親方町おやかたまち、東長町ひがしながまちなどの弘前城の南側から東側にかけての町人地での火災が記録されている。

この傾向は、近代以降も同様であり、大正6（1917）年5月に富田町とみたまちから出火し533軒を焼失した火災や昭和2（1927）年5月に北横町きたよこちょうから出火し601軒が焼失した火災などが記録されている反面、保存地区においては近世、近代を経て現代に至るまで大規模な火災の発生は確認されていない。

一方、保存地区に隣接する亀甲町かめのこうまちにおいては、寛文3（1663）年3月、享保20（1735）年閏3月、文化2（1805）年8月などに火災履歴が確認されている。

#### 【震災】

弘前市を含む津軽地域においては、明和3（1766）年1月28日に発生した地震が、記録に残るものの中では最大の地震とされている。積雪期であったことも重なり、藩内全域で全半壊およそ5,800軒、損傷した家屋約900軒、火災による焼失がおよそ300軒といった甚大な被害があったことが記録されている。

近代以降については、昭和43（1968）年の十勝沖地震や昭和58（1983）年の日本海中部地震、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災において、弘前市ではいずれも震度4を記録しているが、大きな建物被害などは確認されていない。

## 【雪害】

江戸時代には、度々、季節外れの積雪が農作物への被害をもたらし、大規模な凶作・飢饉の原因にもなったことが記録に残っている。また、享保4（1719）年、弘化元（1844）年には、大雪及び風雪により家屋の倒壊や弘前城内の並木の倒木といった被害が記録されている。

## 【水害】

水害については、岩木川いわきがわの氾濫による城下町への被害が江戸時代を通じて53回あったことが記録されている。被害の多くは旧暦の1～3月に集中しており、これは融雪期における河川の増水の影響によるものと推測される。

明治以降、昭和中期までにかけても、22件の洪水被害が記録されており、大別すると4～5月にかけての融雪によるものと7～8月にかけての台風等によるものの二つに分けることができる。

特に、昭和33（1958）年の洪水では、岩木川東岸河川敷にあたる地区を中心に甚大な被害をもたらしており、保存地区においても道路冠水や一部家屋への床上浸水などの被害が見られている。

## （3）現在の災害環境

### 【火災】

弘前地区消防事務組合において記録が残っている直近10年間（平成24年度以降）においては、保存地区内では火災による被害は発生していない。

### 【震災】

「令和3年度青森県地震・津波被害想定調査（太平洋側海溝型地震）」によると保存地区では想定震度として震度5強が予想されており、補強されていないブロック塀の倒壊や耐震性の低い建物の外壁等のひび割れ、亀裂などの被害が考えられる。

なお、液状化発生の可能性はないとされている。

## 【雪害】

保存地区においては、近年は建物の倒壊といった大規模な被害は発生していないものの、建物の屋根・軒・窓の破損、表門や板塀、サワラ生垣が傾くなどの雪による被害は毎年のように発生している。

加えて、積雪等により道路状況が悪化することで消防車両や緊急車両の通行に支障をきたし、消防活動が困難になる可能性なども懸念される。

## 【水害】

弘前市では、昭和 33（1958）年以降も昭和 47（1972）年、昭和 50（1975）年及び昭和 52（1977）年、近年では平成 25（2013）年、令和 4（2022）年にも大雨による水害が発生しているが、保存地区においては、昭和 33（1958）年以降、大規模な水害は発生していない。

ただし、国土交通省青森河川国道事務所及び青森県県土整備部河川砂防課によって指定・公表されている「岩木川水系岩木川、旧大蜂川、平川、土淵川及び浅瀬石川洪水浸水想定区域図」によると、保存地区は想定最大規模で浸水深 0.5～3.0m未満の浸水想定区域にあることが示されている。



〔浸水想定区域図（想定最大規模）〕弘前市防災マップに基づき教育委員会が作成

## 第3章 火災対策

### (1) 防災体制

保存地区の2km圏内には、弘前消防署及び弘前消防署<sup>ふじしろ</sup>藤代分署が、5km圏内には東消防署が位置しており、通報から5～10分ほどで消防隊が到着するものと考えられる。さらに、弘前市消防団第一方面団の消防屯所についても、保存地区にはほぼ隣接する場所に位置している。

また、保存地区内のおよそ半数をカバーする形で地元町会による自主防災組織が組織されており、資機材の備蓄や近隣町会と連携した防災訓練を定期的に行っているが、備蓄されている資機材を用いた訓練や実践的な消火・避難訓練までは行われていない。

#### ①自主防災組織の設立

保存地区の地域防災力強化のためには、地区住民等による自主防災組織による活動が効果的であることから、自主防災組織が組織されていない地域においても、自主防災組織の設立を促す。

#### ②自主防災組織における実践的な訓練等の実施

既に自主防災組織が組織されている西部仲町町会においては、これまで行っている防災訓練に加え、消防及び消防団等と協力・連携のうえ、より実践的な訓練である発災対応型防災訓練などの実施について、検討を促す。

### (2) 出火防止・予防

令和3年度に地区住民を対象に行った防災意識調査の結果、漏電及び感電ブレーカーの設置割合が高くないことが明らかとなっており、伝統的建造物や建築年数が経過している建物では電気配線の絶縁劣化などによる漏電火災や地震発生後の復電時に電気機器等から出火する通電火災の危険性に関する周知及び対策が必要である。

#### ①出火防止に係る意識啓発

漏電や電化製品への通電火災など出火要因の具体的な明示や自動火災報知機の種類や有用性等についての理解を深めるため、地区住民を対象に研修会の開催あるいはマニュアル・パンフレットを作成し配布するなど、防火及び防災意識の向上を図る。



## ②ブレーカー等の設置による電気火災の防止

漏電及び感震ブレーカー等をはじめとする電気火災を防止するための設備器具の普及を図る。

### (3) 早期発見・早期通報

公開武家住宅及び伝統的建造物の一部には自動火災報知設備が設置済みではあるが、旧式化している設備もあることから設置場所及び設備の見直しも含めて設備の更新が必要となっている。

また、公開武家住宅に設置されている自動火災報知設備については、無人の場合でも自動で所轄消防署に通報される仕組みとなっているが、近隣住民等への自動通報機能までは備えていない。公開武家住宅の敷地は、周囲を表門や板塀、サワラ生垣で囲われているため、閉館時は敷地内部の状況を確認することが難しく、建物以外から出火した場合などは発見・通報が遅れる可能性がある。

## ①住宅用火災警報器の設置の徹底

一部ではあるが、消防法により設置が義務付けられている住宅用火災警報器を設置していないケースや、設置はされているものの寝室や階段上部といった必要箇所に設置されていないケースなども見受けられるため、消防や消防団と協力しながら住宅用火災警報器の適切な設置・点検・更新を促すよう努める。

## ②自動火災報知設備の更新

公開武家住宅及び伝統的建造物の一部に設置済みの旧式化している自動火災報知設備については、機器の劣化等による誤作動が生じないように、感知器の種類や設置場所の検証を行ったうえで設備の更新を図る。

## ③外部通報システム等の検討

公開武家住宅で火災が発生した場合、消防への自動通報だけでなく、近隣住民等へも火災発生を知らせ、早期避難や初期消火を促す仕組みづくりについて検討する。

#### (4) 初期消火

公開武家住宅及び伝統的建造物の一部には消火器や屋外消火栓、放水銃が設置されている。公開武家住宅では、定期的に管理人を対象に操作訓練を実施しているが、既設の消火設備の中には旧式化及び老朽化しているものもあり、管理人以外の地区住民による使用が難しい場合も想定される。

さらに、公開武家住宅の閉館時は施錠されており、表門やサワラ生垣に囲まれた敷地内への立ち入りが困難となるため、十分な初期消火を行えない場合が想定される。

##### ①消火設備の更新

消火器をはじめとする既設の消火設備について、引き続き適切な設置及び点検に努めるとともに、耐用年数や点検結果に応じて適切に更新を図る。

また、旧式化及び老朽化している既設の消火設備については、設置場所や機材を再検討したうえで、易操作性の消火設備への更新をすすめ、初期消火活動の充実を図る。

なお、消火設備の更新にあたっては、消火栓及び放水銃だけでなく、設置機材の対象エリアの見直しや配管及びポンプ設備の更新についても検討する。

##### ②地区住民を含めた消防訓練の実施

現状、既設の消火設備の操作については、消防や消防団、操作訓練を受けたことのある管理人などに限定されていることから、自主防災組織や保存会と連携しながら消火器も含めた消火設備に関する操作講習や放水訓練を定期的実施し、効果的な初期消火を行える体制の構築に努める。



[易操作性屋外消火栓 (旧弘前藩諸士住宅 (旧笹森家住宅))]

## (5) 延焼防止

保存地区は、それぞれの敷地が広く、隣棟との間隔も概ね確保できている。また、保存地区内の建物についても、特に屋根材はほとんどが不燃化されている。しかしながら、地区内には3棟の茅葺き屋根の伝統的建造物等が所在しており、飛び火への対策が必要となる。

さらに、茅葺き屋根の伝統的建造物等には、延焼防止のため敷地内に放水銃をはじめとする消火設備を設置しているが、老朽化していることから機器の更新を検討する必要がある。

### ①消火設備の更新 ※(4) - ①

老朽化している消火設備について、特に既設の屋外消火栓及び放水銃は、複数人で操作する必要があることから、設置場所及び機材を再検討したうえで、一人でも操作できる仕様の設備に更新を図る。

### ②地区住民を含めた消防訓練の実施 ※(4) - ②

現状、既設の消火設備の操作については、消防や消防団、操作訓練を受けたことのある管理人などに限定されていることから、自主防災組織や保存会と連携しながら消火器も含めた消火設備に関する操作講習や放水訓練を定期的実施するなど、延焼防止が有効に機能する体制の構築に努める。



[現在設置されている放水銃 (旧伊東家住宅)]

## (6) 消防活動

保存地区の2km圏内には、弘前消防署及び弘前消防署藤代分署が、5km圏内には東消防署が位置しており、通報から5～10分ほどで消防隊が到着するものと考えられる。また、消防水利についても、保存地区全域が有効導水範囲に含まれるよう地下式消火栓及び防火水槽が整備されている。

しかし、地震などにより消火栓が使用できなくなる場合や大規模災害が発生した場合などは、速やかな消防活動の実施が困難になる可能性がある。

加えて、公開武家住宅の閉館時には表門が施錠され、周囲が板塀やサワラ生垣で囲われているため、到着した消防隊が敷地内に侵入するのに時間を要することも想定される。

### ①消防活動への意識啓発

大規模あるいは複合災害等が発生した場合には、公設消防による消防・救助活動の開始に時間を要することも考えられるため、消防や消防団と連携しながら、緊急時の行動や消防活動等に関する意識啓発を図る。

### ②公開武家住宅における閉館時の対応についての情報共有

閉館時の公開武家住宅において火災が発生した場合に備え、敷地内への侵入経路や立ち入り方法等について、消防や消防団をはじめとする関係者間において事前に協議し、情報共有を図る。



[保存地区と消防署の位置関係]

## (7) 避難

保存地区内においては、建物からの二方向避難は概ね確保されているものと考えられるが、積雪期には雪囲いや除雪状況により二方向避難が困難となる場合がある。

また、表門や板塀、サワラ生垣などの沿道工作物の倒壊により、保存地区内外への避難に支障をきたす恐れがある。

### ①二方向避難の確保

建物及び敷地から安全に避難できる経路を複数確保できるよう努める。

特に公開武家住宅においては、積雪期の避難を考慮し、十分な通路幅を確保するよう敷地内の除雪を行うなど避難経路の確保に努める。

### ②表門・板塀・サワラ生垣に係る維持管理の徹底

災害時、沿道工作物が倒壊することのないように、日常的な維持管理の徹底を図る。

また、日常的な維持管理にとどまらず、伝統的建造物をはじめとする表門や板塀、サワラ生垣について、必要に応じて修理等の実施を促す。

### ③避難誘導體制の検討・体制づくり ※水害対策(2) - ②

避難経路の確保や観光客及び高齢者等の避難誘導、避難方法などについて検討し、保存会や自主防災組織と連携しながら、避難誘導に係る体制づくりを目指す。

## 第4章 震災対策

### (1) 耐震診断

令和3年度に地区住民を対象に行った防災意識調査の結果、回答のあった世帯のうち約3割の世帯では「耐震診断を行った」との回答であったが、残りの約7割の世帯では「耐震診断を行っていない」もしくは「わからない」との回答であった。保存地区内の一般住宅の約3分の1が、建築基準法の構造規定が大きく改正された平成12(2000)年以降に建築されたものであるということを考慮しても、地区住民における震災対策への意識啓発が十分に浸透しているとは言い難い状況である。

#### ①定期的な点検及び所有者診断に係る普及啓発

地震時に建物等の倒壊を防ぐための定期的な点検及び維持管理の必要性について、地区住民に意識啓発を図る。

さらに、耐震診断以前に、簡易的に自己診断を行う「所有者診断」も十分に有効となるため、「所有者診断」に関するマニュアル等を作成し、地区住民に周知を図る。

#### ②耐震診断の促進

耐震診断の必要性について周知を図り、特に新耐震基準(1981年)以前の建物を中心に、耐震診断の実施を促す。

なお、耐震診断については、伝統的建造物の構造に精通した専門家による診断だけでなく、これまで広く用いられている「一般財団法人 日本建築防災協会」の一般診断法による診断なども積極的に取り入れていくよう、地区住民へ働きかけを行う。

### (2) 耐震補強

本計画の策定にあたり耐震対策に係る現状分析のため、保存地区内の公開武家住宅4棟の耐震診断を実施した。なお、診断方法については、公開武家住宅の構造特性を考慮したことに加え、ヘリテージマネージャーなど地域の人材による応用が期待できることを踏まえ、一般診断法を採用した。

その結果、これまでに耐震補強を行った旧弘前藩諸士住宅(旧笹森家住宅)及び旧伊東家住宅においては、「積雪なし」の条件下では一定の耐震性能を有するとの結果であったが、「積雪あり」の条件では4棟すべてで「倒壊する可能性が高い」との結果であった。

### ①公開武家住宅における耐震補強案の検討

公開武家住宅については、旧梅田家住宅を除き、指定文化財であることから今後の耐震補強の実施にあたっては、必要に応じて新たに耐震診断を実施し、文化財建造物の価値を損なわない方法での耐震補強案を検討する。

また、旧梅田家住宅については、現在は未指定ではあるものの、文化財指定を受けている3棟と同様に、今後も保存・活用を図るべき建造物であることから、耐震補強案を検討する。

### ②耐震補強の促進

公開武家住宅を除く伝統的建造物については、「文化財建造物の耐震対策の基本的な考え方」に配慮し、人命や財産を守りながら費用や工期などの様々な制約を総合的に判断したうえで、合理的な耐震補強の実施を促す。

伝統的建造物以外の一般住宅においても、保存地区内に所在する建物の約3分の2が平成12（2000）年以前の建築であることから、耐震診断の実施とあわせて、その結果に応じた耐震補強（耐力壁の増設、接合部及び基礎の補強など）の実施を促す。

## （3）耐震補強以外の方法による対策

耐震診断及び耐震補強の実施は、経済的負担が伴うため、耐震補強以外の方法による対策についても検討する必要がある。

### ①屋根の雪下ろしの実施

屋根に雪が積もった状態で地震が発生すると雪が積もっていない状態に比べ、地震力が増加し大きな被害になりやすいことから、定期的な屋根の雪下ろしの実施を推奨する。

ただし、雪下ろし作業の実施にあたっては、命綱や安全帯、ヘルメットの着用、複数人で作業するといった安全対策に十分配慮したうえで作業を行うことを周知する。

さらに、伝統的建造物の場合は、一般住宅とは異なる仕様や構造となっている場合が多く、通常の雪下ろし作業に比べ、高度な知識や技術が必要となることもあるため、伝統的建造物における雪下ろし方法についてのマニュアルの作成・配布などを検討する。

## ②定期的な点検の実施

不具合を早期に発見し、必要に応じて補修などの対策を行うことで地震時の被害軽減につながることから、定期的な点検の実施を推奨する。

## 第5章 雪害対策

### (1) 保存地区内における除雪作業

少子高齢化の影響で除排雪作業を行う担い手の確保については、市全域において共通する課題となっている。このことは保存地区においても同様であり、除排雪作業に係る担い手不足から機械除雪後に発生する寄せ雪の片付けや敷地内の通路確保のための必要最小限の除雪作業にとどまる傾向がある。

特に、表門や板塀、サワラ生垣の雪下ろしが十分に行われないことがあり、雪の重みで傾斜し倒壊する事例も見られる。

### ①消防設備周辺の除排雪の強化

公開武家住宅においても、除排雪作業の担い手不足から、道路側の寄せ雪の片付けや来訪者用の通路確保のための除雪作業にとどまり、敷地内に設置されている消火設備周辺の除雪作業を十分に行うことができず、積雪期に火災が発生した場合は、十分に初期消火を行うことができないことが懸念される。

そこで、消防団及び保存会等と連携し、除雪作業の担い手確保に努め、公開武家住宅の消火設備周辺の除排雪の徹底に努める。

### ②表門・板塀・サワラ生垣・樹木の雪下ろしの推奨

表門や板塀、サワラ生垣などの沿道工作物の傾斜・倒壊及び道路にせり出している樹木からの落雪を防ぐための定期的な雪下ろしを推奨する。

なお、これらの雪下ろしの実施には、玄関前の寄せ雪の片付けや敷地内の通路の確保といった日常的な除雪作業が十分に行われていることが前提となるため、保存会をはじめとする地区住民との協力・連携のもと、除排雪作業に係る担い手の確保に努める。



### ③除排雪作業における安全性の確保

安全・安心な雪国生活を過ごすために、除排雪作業への協力や消流雪溝の使用  
方法、雪下ろし作業のマニュアルなどに関して、市の広報等を通じて周知してい  
るが、安全対策が不十分なまま雪下ろし作業が行われていることが見られる。

特に、伝統的建造物の雪下ろしについては、一般住宅とは異なる仕様や構造と  
なっている場合もあるため、雪下ろし作業を含む除排雪作業全般における安全性  
の確保に十分配慮するよう周知を徹底する。

### ④伝統的な雪囲い等の推奨

保存地区の豊かな自然環境を構成するサワラ生垣や庭園、樹木について、特に  
庭園や樹木は積雪による枝折れなどの雪害被害を防止するため、雪囲いや雪吊り  
といった対策が行われている。

このように雪囲いが施された樹木に加え、冠雪した板塀やサワラ生垣といった  
保存地区ならではの雪景色は、優れた景観であり観光資源にもなりうるものでも  
ある。

そこで、庭園や樹木の雪囲い及び雪吊りについては、単に積雪から樹木を守る  
ためだけでなく、景観上も重要な要素となることから見え方に配慮するとともに  
伝統的な方法での施工について、奨励を図る。



[保存地区における冬季の街路景観]

## 第6章 水害対策

### (1) 過去の水害被害の伝承

保存地区は、全域が想定浸水深0.5～3.0m未満の浸水想定区域となっている。過去には、昭和33(1958)年8月の集中豪雨による水害において、床上及び床下浸水の被害があったことが記録されているが、以降は保存地区内での水害による被害は確認されていない。

令和3年度に地区住民を対象に行った防災意識調査によると、回答者のうち約3分の2が、保存地区での「水害を経験した」または「水害があったことを知っている」と回答しており、過去の水害への認知状況は高いものの、実際に対策をしている地区住民の割合は多くない状況である。

#### ①水害対策に係る意識啓発

保存地区における過去の水害に係る伝承などを通じて、浸水及び被害想定に対する理解促進に努めるとともに、貴重品の保管方法の検討や避難経路の事前確認など、日ごろから準備できることも含めた水害対策の必要性に関する意識の向上を図る。

### (2) 避難体制

水害時においては、指定避難所への避難だけでなく、建物によっては2階以上への垂直避難も十分に効果的な避難となるため、状況に応じた複数の避難場所及び経路を事前に想定しておくことが必要となる。

さらに、高齢者をはじめとする要支援者への対応など、避難誘導體制についても検討が必要である。

#### ①避難場所及び避難経路に係る情報共有

水害時における指定緊急避難場所もしくは指定避難所までの避難経路について、あらかじめ複数の避難経路を想定するようにし、状況に応じた避難経路の使い分けや、避難開始のタイミングなどを事前に確認し、保存会や自主防災組織を通じて地区住民間で情報を共有すべく周知を図る。

#### ②要支援者等への避難誘導體制の検討・体制づくり ※火災対策(7) - ③

保存地区には、単独での避難が困難と思われる高齢者世帯が少なくないため、保存会や自主防災組織と連携・協力しながら水害発生時の要援護者への支援や避難誘導について検討し、避難誘導に係る体制づくりを目指す。

### ③避難訓練等の実施

水害時の状況に応じた避難経路及び避難誘導方法を確認するとともに、地区住民間における情報共有や意識の向上を図るため、防災ワークショップや避難訓練などを実施する。

## (3) 復旧・支援体制

浸水被害などが発生した場合には、被災後の状況確認及び応急・復旧作業が必要となる。保存地区においては、地区の歴史的風致を構成する重要な要素である伝統的建造物やサワラ生垣、樹木が多く所在しており、浸水被害後の復旧作業にあたっては、一般的な住宅における応急・復旧方法とは異なる作業が必要となる場合が想定される。

### ①復旧・支援体制の検討・体制づくり

保存地区での水害からの復旧については、被災家屋等から泥出しや片付け、清掃のほかに、伝統的建造物が被災した場合には、ヘリテージマネージャー等による被害状況の確認が必要となる場合が想定される。

また、サワラ生垣や樹木、庭園の応急・復旧方法についても、造園業者らによる確認が必要となる場合が考えられるため、被災した物件の種類や状況に応じた適切な相談窓口や技術的な復旧支援体制について、整理・検討し復旧及び支援に係る体制づくりを目指す。

## 第7章 事業スケジュール

本計画における課題及び取り組みについて、以下のとおりまとめる。市は、関係機関や地区住民と連携・協力のもと、保存地区における総合的な防災対策の実現を目指し、各種取り組みを行う。

また、保存地区の周辺環境や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

項目	課題	対策 (主な取組内容)	計画期間	実施主体	
				行政	住民
火災 対策	(1)防災体制	①自主防災組織の設立	中期		◎
		②自主防災組織における実践的な訓練等の実施	中期	○	◎
	(2)出火防止・ 予防	①出火防止に係る意識啓発 (研修会の開催、マニュアルの配布)	短期	◎	
		②ブレーカー等の設置による電気火災の防止 (各種設備器具の普及)	短期		◎
	(3)早期発見・ 早期通報	①住宅用火災警報器の設置の徹底	短期		◎
		②自動火災報知設備の更新 ※公開武家住宅及び伝統的建造物	中期	◎	
		③外部通報システム等の検討	中～長期	◎	
	(4)初期消火	①消火設備の更新	短～長期	◎	
		②地区住民を含めた消防訓練の実施	中期	◎	○
	(5)延焼防止	①消火設備の更新	短～長期	◎	
		②地区住民を含めた消防訓練の実施	中期	◎	○
	(6)消防活動	①消防活動への意識啓発 (消防訓練等での周知)	中期	◎	
		②公開武家住宅における閉館時の対応についての情報共有	中期	◎	○
	(7)避難	①二方向避難の確保 (敷地内の除雪)	中～長期	◎	○
		②表門・板塀・サワラ生垣に係る維持管理の徹底	短期	○	◎
③避難誘導體制の検討・体制づくり		中～長期	○	◎	

【計画期間】 短期：概ね5年以内 中期：概ね10年以内 長期：概ね10年以上

【実施主体】 主体：◎ 連携：○

項目	課題	対策 (主な取組内容)	計画 期間	実施主体	
				行政	住民
震災 対策	(1)耐震診断	①定期的な点検及び所有者診断に係る普及啓発 (点検・維持管理の必要性に係る周知、マニュアル等の作成・配布)	短～中期	◎	
		②耐震診断の促進	短～中期	○	◎
	(2)耐震補強	①公開武家住宅における耐震補強案の検討	短～中期	◎	
		②耐震補強の促進 (公開武家住宅の耐震補強) (公開武家住宅以外の耐震補強)	中期	◎	◎
	(3)耐震補強以外の方法による対策	①屋根の雪下ろしの実施	短～中期	○	◎
		②定期的な点検の実施	短期		◎
雪害 対策	(1)保存地区内における除雪作業	①消防設備周辺の除排雪の強化	短～中期	◎	○
		②表門・板塀・サワラ生垣・樹木の雪下ろしの実施	短期	○	◎
		③除排雪作業における安全性の確保(安全確保に係る周知徹底)	短期	○	◎
		④保存地区ならではの雪景色に係る普及啓発(雪囲い等の奨励)	短～中期	◎	
水害 対策	(1)過去の水害被害の伝承	①水害対策に係る意識啓発 (過去の水害被害の伝承、対策の必要性の周知)	短期	◎	○
	(2)避難体制	①避難場所及び避難経路に係る情報共有	短～中期	○	◎
		②要支援者等への避難誘導體制の検討・体制づくり	中～長期	○	◎
		③避難訓練等の実施	短～中期	○	◎
(3)復旧・支援体制	①復旧・支援体制の検討・体制づくり	中期	◎	○	

【計画期間】 短期：概ね5年以内 中期：概ね10年以内 長期：概ね10年以上

【実施主体】 主体：◎ 連携：○